

令和7年度京都保育の魅力発信キャンペーンに係る ウェブサイト・Instagram運営等業務 仕様書

1 業務名

令和7年度京都保育の魅力発信キャンペーンに係るウェブサイト・Instagram運営等業務

2 業務目的

中高生や保育士養成校を含む大学生の他、保育士免許を取得しているものの保育士として従事していない方（潜在保育士）に保育の魅力や、保育士就職において役立つ情報を伝え、京都の保育人材の確保につなげることを目的に、以下の業務を行う。

- (1) ほいなびウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）について、既存コンテンツや構成について、視覚的に分かりやすい見た目に刷新するとともに、ほいなびInstagram（以下「Instagram」という。）と連携したコンテンツの充実を図る。
- (2) Instagramについて、ウェブサイトへの呼び水として、ウェブサイトと連携し、多くの方の目に留まりやすいコンテンツの制作及び投稿を行う。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務の目標

下記中間基本指標①から⑤を含めた、令和7年度末を目標年とするKGI（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）、KSF（Key Success Factor：重要成功要因）、KPI（Key Performance Indicator：3 主要業績指標）等を設定し、その設定理由を示すとともに、それらの達成手段及び計測方法について、下記の点を踏まえ提案すること。

中間基本指標	期限	最終基本指標	期限
<ウェブサイト> ① セッション数 5万件	令和7年 10月末	① セッション数 10万件	令和8年 3月末
<Instagram>			
② 到達人数 20万人		② 到達人数 40万人	
③ 保存数 30保存		③ 保存数 60保存	
④ 新規フォロワー数 100人		④ 新規フォロワー数 200人	

⑤ インスタグラムからウェブサイトへのアクセスユーザー数 100 件		⑤ インスタグラムからウェブサイトへのアクセスユーザー数 200 件	
------------------------------------	--	------------------------------------	--

5 業務の内容（ウェブサイト）

（1） 業務の概要

- ア ウェブサイトの運用・保守サービス
- イ 既存ページについて、より情報が伝わりやすい構成・デザイン・内容にリニューアル
- ウ 新規コンテンツの企画立案・構築
- エ その他サイトの掲載情報の更新や軽微な改修

（2） ウェブサイトの主な掲載内容

- ア トップページ（SNSを埋め込み）
- イ 保育士の資格取得の解説ページ
- ウ 保育士の仕事の魅力解説ページ
- エ 京都府・京都市の保育人材センター等各種相談窓口の紹介
- オ 就職先となる府内保育所・認定こども園の情報の一覧表
- カ 就職先となる府内保育所・認定こども園の情報の個別ページ（写真等を掲載）
- キ その他、2の目的を達成するために必要と考えられる内容

（3） ウェブサイトの要件について

- ア ウェブサイト運用要件
 - （ア） 5（2）の目的を達成するためのシステムであること。
 - （イ） 独自ドメインを取得すること。
 - （ウ） パソコン（Microsoft Edge、Chrome、Firefox 及び safari に対応すること）とスマートフォン（Android（最新バージョン）及び iOS（最新バージョン）に対応すること）、それぞれの表示に対応したウェブサイトを作成すること。
 - （エ） 管理者による一元管理ではなく、関係する保育団体などシステムに関わる他の主体でも自らページの更新ができる仕組みとすること。
 - （オ） ウェブサイト上で提供する情報を、利用者が Facebook や X（旧：Twitter）などのソーシャルメディアにシェアできる機能を搭載すること。

- (カ) ウェブサイトに初めてきた方に向けて、どのようにウェブサイトを使用すればよいかを解説したページを作成すること。
- (キ) 障害性を考慮してサーバ機器及びネットワーク機器は、冗長化構成を採用し、一部機器に障害や異常が発生しても、サービス提供時間内は継続したシステム利用が可能であること。また、複数台の WWW サーバにより耐障害性とスケーラビリティを確保していること。
- (ク) サーバ管理、ネットワーク機器のバージョンの維持管理、最新セキュリティパッチ等を適用していること。
- (ケ) データの更新頻度に応じて、定期的に全データをバックアップしていること。
- (コ) 万が一障害が発生した場合、障害発生時直前までのデータ復旧が可能なこと。
- (サ) 各種ログは、電子メディアで記録、保管することとし、不正アクセス等が発生した際に参照できるようにしておくこと。
- (シ) ウェブサイトで活用する有料プラグイン (Advanced Custom Fields PRO 及び WP All Export Pro) を継続、もしくは、同等の機能を維持するために必要に応じて改修・設定を行うものとする。なお、新たにプラグインを導入する際は、現行のウェブサイトとの互換性を確認した上で導入するものとし、有料プラグインの費用については、受託者の負担とする。

イ セキュリティ要件

- (ア) 不正アクセス検知システム、FireWall 等を導入し、不正アクセスに対する監視を行い、情報漏えい等のサービス品質低下等の重大なトラブルを事前予防すること。
- (イ) ウェブサイトに対し不正アクセス等があった場合に、速やかに対応されること。

ウ データセンターの仕様

- (ア) 国内で運用されること。
- (イ) 大型 UPS、自家発電装置による無停電環境を確保していること。
- (ウ) ネットワークは二系統以上の経路を確保していること。
- (エ) 電源は本線、予備線の二系統以上の経路を確保していること。
- (オ) 消火設備を確保していること。
- (カ) 入退室管理をしていること。

エ 構成

利用者の誰もが目的の情報に簡便に、かつ、快適にたどり着ける構成とすること。

(4) システムの保守サービス要件について

次の要件を満たす保守サービスの実施を前提とすること。

ア 保守全般

(ア) システムに重大な不具合が発見された場合、緊急でアプリケーションパッチをリリースしシステムへ適用すること。

(イ) OS を含め、ソフトウェアのバージョンアップ状況、修正モジュールリリース等、至急に更新が必要と考えられる場合は随時報告し必要な対応を実施すること。

イ サポート窓口設置

(ア) 緊急障害時の問合せ窓口を開設すること。

(イ) システム利用者向けに問合せ窓口（ウェブサイト、メール）を開設すること。

(ウ) システムに障害が発生した場合、直ちに障害の区分けを行い、復旧回復のために必要な措置を行うこと。

(5) 既存ページのリニューアルについて

ア 既存ページについて、構成や各コンテンツのデザイン、内容を工夫し、情報が伝わりやすいように、必要に応じバナーやイラストを用いて再構築を実施すること。

イ 情報が古くなっているコンテンツについて、実行委員会と協議を図りながら更新すること。

ウ 中高生、養成校の大学生、潜在保育士など、ターゲットを意識し、それぞれが必要とする情報に容易にたどり着ける構成とすること。

(6) 新規コンテンツの企画立案・構築について

ア 京都府、府内市町村等が実施する保育士への支援内容を紹介するコンテンツを制作すること。

イ 京都府保育人材マッチング支援センター、京都市保育人材サポートセンターの支援内容を紹介するコンテンツを制作すること。

ウ その他保育の魅力発信に繋がるコンテンツを実行委員会と協議の上、制作すること。

エ コンテンツは、可能な限りインスタグラムのコンテンツと連携して制作すること。

(7) 掲載情報の更新等について

- ア 掲載情報の変更や新たなイベント・研修の開催情報がある場合には、実行委員会と協議の上、その都度、更新を行うこと。
- イ 保育園・認定こども園一覧の情報の更新については、年1回以上一括更新を行うこと。
- ウ その他、更新や軽微な改修等について必要な事項は、実行委員会と協議するものとする。

(8) サーバ移行について

- ア 令和7年4月1日からの業務着手に際し、令和6年度と受託者が異なる場合は、適切に令和6年度受託者から業務を引き継ぐこと。
- イ 本契約期間の終了後に受託者が変更となる場合は、契約終了までに次の受託者へ適切に業務を引き継ぐこと。

6 業務の内容（インスタグラム）

(1) インスタグラムへの投稿内容等

ア 保育士・保育所の魅力発信動画

保育士就職へのきっかけ作りやイメージと現実とのミスマッチによる離職を防止するとともに、就職先等の選択における判断材料の提供を目的に、以下の要領により情報発信を行う。

(ア) コンテンツには、以下の情報を盛り込む。

- ・保育士を目指す人全般向けに、保育士として働くこと自体の魅力（感動、達成体験、やりがい等）や、実際の仕事現場の様子が伝わる内容
- ・学生等求職者向けに、職員インタビューやその施設の雇用条件をまとめた投稿など、その施設で働くことの魅力や詳細情報が伝わる内容

(イ) コンテンツの作成にあたっては、受託業者自身で各施設を訪問し、動画撮影や素材収集をし、編集までを行う。

(ウ) 撮影先の施設については、掲載スケジュール等を踏まえて、実行委員会と協議の上、選定する。

(エ) 投稿回数や投稿形式（フィード・リール、動画・イラスト）は実行委員会と協議の上決定する。

(オ) 投稿にあたっては、個人情報等に十分留意する。

イ 保育士に関する疑問に答えるコンテンツ

学生、求職者の他、学生の保護者に対して保育士という職業に対してポジティブなイメージを持ってもらうことを目的に以下の要領により情報発信を行う。

- (ア) インスタグラム上で募集した、保育士を目指す学生や潜在保育士からの質問や悩み、または、一般的に疑問とされやすい事項に回答するコンテンツの編集を行う。
- (イ) 質問への回答は現場の保育士の他、内容によっては園長や経営者から収集し、発信する。
- (ウ) 投稿回数や投稿形式（フィード・リール、動画・イラスト）は実行委員会と協議の上、決定する。

ウ その他保育の魅力発信に繋がるコンテンツ

実行委員会と協議の上、制作すること。

エ 投稿全般

- (ア) 投稿は、「京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会」の専用のインスタグラムアカウント（hoinvi.kyoto）にて行う。
- (イ) 投稿内容についてはあらかじめ実行委員会と協議の上、決定するとともに、実際の投稿に際しては委員会の承認を得た上で行う。
- (ウ) 投稿頻度は月2～5回程度とする。
- (エ) 効果的なハッシュタグをつけたり、投稿の時間帯を分析しながら多くの人に見てもらえる投稿とするよう工夫する。
- (オ) 投稿内容は全体に統一感が出るようにし、対象としている学生や潜在保育士等が興味を持ちやすい構成とする。
- (カ) 保育士等を目指す人に必要な情報やイベントの情報等については、随時ストーリーズを活用し掲載することとし、掲載内容はハイライト機能に残すなど、掲載後も情報が閲覧できるようにする。
- (キ) 取材時の園の様子や雰囲気等、随時ストーリーズ等も活用しながら投稿することにより、活発なアカウント運営を行う。
- (ク) 新着情報については都度ストーリーズに掲載し、閲覧を促す。

7 ウェブサイト、インスタグラム共通事項

(1) ウェブサイト、インスタグラムの連携等

ア コンテンツ制作にあたっては、ウェブサイトとインスタグラムの連携を図り、効率的に実施し、各媒体の特徴に応じた発信を行う。

イ SEO対策を意識し、保育士に興味がある人が必要とする情報を発信する。

ウ 中高生、養成校の学生、潜在保育士、学生の保護者等、ターゲットを意識したコンテンツ内容とする。

(2) 広報

ア ウェブ広告やInstagram広告等を活用し、対象とする層に広報を展開し、ウェブサイト、Instagramの認知度を上げる。

イ 広報の実施方法については実行委員会と協議の上、決定する。

(3) 情報分析

ア 毎月、Instagramのアクセス数やフォロワー、どの投稿にどのような層からの反応があったかや、ウェブサイトアクセス数など分析し、中間基本指数・最終基本指数に向けた達成状況も含めて実行委員会に報告する。

イ 投稿されたコンテンツの分析をし、どのような人がどれだけ見ているか、どのコンテンツへの反応が良いか等毎月分析結果を実行委員会に報告し、協議する。

8 事業の運営方法

実行委員会の構成メンバーによる打合せ会議を随時開催するなどにより、投稿の内容や広報の方法について、実行委員会の意見を反映した上で、実施する。

9 事業実績報告

事業終了後、実績報告として、委託業務の内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙（A4版）及び、電子媒体で提出する。

10 留意事項

ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

イ ウェブサイト、Instagramは、情報が拡散されることを目的としているため、受託者は、著作者人格権は行使しないことを原則とする。

ウ 同様の目的で、受託者は、他の媒体で掲載・転載される可能性があることについて取材先へ承諾をとることとする。

エ 本業務でカメラマン・イラストレーターが提供した著作物（写真、動画、イラスト等）については、実行委員会の事業で活用するため、著作物の利用について受託者において利用、加工、編集の許諾をとった上で納品すること。

オ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委

員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

カ この業務仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は実行委員会と協議を行う。